

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年2月12日（令和2年（行個）諮問第16号）

答申日：令和2年8月31日（令和2年度（行個）答申第76号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者が、2016年特定月上旬ごろ埼玉労働局総合労働相談コーナーに特定事業場の懲戒処分の関係であっせんに関するすべての書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月25日付け埼労発雇均1025第1号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

黒塗り部分のすべての開示

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和1年10月1日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和1年11月14日付けで本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書11の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の4欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性について

文書8①及び②並びに文書9①、⑩、⑬、⑮、⑰、⑲、㉓及び㉔には、開示請求者以外の氏名等が記載されている。当該部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性について

文書8③、文書9②ないし④、⑥ないし⑨、⑫、⑭、⑯、⑱、㉑、㉒及び㉕並びに文書10は、特定事業場の主張内容等、特定事業場に関する情報である。これらの情報は、これを開示した場合、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報である。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

文書8③、文書9②ないし④、⑥ないし⑨、⑫、⑭、⑯、⑱、㉑、㉒及び㉕並びに文書番号10には、あっせんの被申出人の任意の供述内容、あっせんの被申出人の事業場に関する情報が記載されている。

これらの情報は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、これを開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書9⑤、⑪及び⑳については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、黒塗りの部分全ての開示を求めているが、上記（2）で述べたとおり、法12条1項

の規定に基づき行われた開示請求に対しては、保有個人情報ごとに、法14条各号の規定に基づき開示又は不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年7月16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年8月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分(別表の5欄に掲げる部分)について

ア 通番3, 通番6, 通番11, 通番13, 通番15, 通番17, 通番19及び通番25

当該部分のうち、通番3, 通番6及び通番25は、埼玉労働局が被申請人である特定事業場から聴取した内容を記載した「事情聴取票(あっせん)」の別紙の記載の一部又は同労働局から埼玉紛争調整委員会委員宛ての事前送付資料のうちの「事案の概要」に記載された被申請人の主張の要旨の一部である。また、その余の部分は、「労働局長の助言・指導処理票」の記載の一部であり、「被申出人」及び「申出内容の詳細」の各欄に記載された特定事業場の情報及び連絡先携帯電話番号並びに「その他参考事項」及び「処理経過」の各欄に記載された被申出人である特定事業場及びその関係事業場の

職員からの聴取内容である。これらはいずれも原処分において開示されている情報と同様の内容又は当該情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、個別労働紛争解決制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番8及び通番21

当該部分は、「口頭助言申出書」に記載された特定事業場及び関係事業場の情報であるが、審査請求人が特定事業場の従業員であったこと及び原処分において開示された部分から同人がこれらの情報を知っていたことが推認できることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番12、通番14、通番16及び通番18

当該部分は、特定事業場の職員の職名及び関係事業場の職員の職氏名の一部である。これらは、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で開示されている部分から推認できる情報であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番26

当該部分は、「あっせん概要記録票」に記載された、事務局が「事実関係の概要及び特定事業場の主張の要旨」を読み上げたことに対する特定事業場側の返答並びにあっせん委員の確認の質問に対する同事業場側の返答に関する記載である。当該部分は、定型的な記載であるか又は原処分において開示されている情報から推認できる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1，通番2，通番4，通番14，通番16，通番18，通番20，通番23及び通番24

当該部分は、「事情聴取票（あっせん）」、「あっせん資料の送付について」及び「労働局長の助言・指導処理票」に記載された特定事業場の職員の職氏名及びその携帯電話番号並びに関係事業場の職員の氏名である。これらは、それぞれ法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3，通番6，通番7，通番19，通番25及び通番26

当該部分は、「事情聴取票（あっせん）」、「事案の概要」及び「労働局長の助言・指導処理票」に記載された被申請人である特定事業場からの聴取内容又は「あっせん概要記録票」に記載された特定事業場の申述内容である。当該部分には、本件申請に関する特定事業場の見解、特定事業場の内部情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

このため、当該部分を開示すると、個別労働紛争解決制度に係る事務に関し、被申請人等関係者からの協力が得られなくなるなど、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番5，通番9ないし通番11，通番13及び通番22

当該部分は、「事案の概要」、「労働相談票」及び「労働局長の助言・指導処理票」に記載された被申請人である特定事業場の体制に関する情報又は特定事業場から提出された資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番17

当該部分は、「労働局長の助言・指導処理票」に記載された、労働局の担当官が関係事業場から聴取した内容であり、審査請求人が知

り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分を開示すると、個別労働紛争解決制度に係る事務に関する調査手法・内容等が明らかとなり、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

1 文書 番号	2 文書 名	3 頁	4 諮問庁が不開示を維持するとする部分		5 4 欄のうち開 示すべき部分
			通番	原処分における不開示部分 法 1 4 条 各号該当 性等	
文書 1	あっせん 処理票	1～ 4	—	—	—
文書 2	あっせん 申請書	5～ 8	—	—	—
文書 3	個別労働 関係紛争 解決促進 制度に基 づく「あ っせん委 任」につ いて（添 付文書含 む。）	9～ 20	—	—	—
文書 4	事情聴取 票（あっ せん）	2 1, 22	—	—	—
文書 5	「あっせ ん」の利 害関係の 確認につ いて（依 頼）F A X 送付状	23	—	—	—
文書 6	あっせん 申請書の 送付につ いて（添 付文書含 む。）	24 ～ 26	—	—	—
文書 7	あっせん 期日につ いて	2 7, 28	—	—	—

文書 8	事情聴取 票（あっ せん）	29 ～ 31	1	① 29頁事情聴取票（あっせん）「事情聴取の対象者職氏名」欄2行目4文字目ないし最終文字，4行目6文字目ないし最終文字	2号	
			2	② 30頁別紙1行目28文字目ないし33文字目	2号	
			3	③ 30頁別紙1行目ないし31頁（上記②を除く。）	3号イ及びロ，7号柱書き	30頁別紙13行目ないし14行目31文字目，36文字目ないし15行目5文字目，16行目1文字目ないし28文字目，32文字目ないし19行目
文書 9	あっせん 資料の送 付につい て（添付 文書含 む。）	32 ～ 65	4	① 32頁あっせん資料の送付について3「あっせん出席者被申請人」欄2行目	2号	
			5	② 33頁事案の概要1（2）「被申請人（事業主）」欄1行目3文字目ないし最終文字，3行目6文字目ない最終文字	3号イ及びロ，7号柱書き	
			6	③ 34頁事案の概要4（1）「申請内容について」欄1行目ないし7行目	3号イ及びロ，7号柱書き	全て（4行目13文字目ないし15文字目，7行目8文字目ないし13文字目を除く。）
			7	④ 34頁4（2）和解への意向欄1行目ないし4行目	3号イ及びロ，7号柱書き	

			—	⑤ 4 2 頁口頭助言申出書「(会社について)」欄 3 行目代表者職氏名欄 5 文字目ないし最終文字, 4 行目担当者職氏名欄 5 文字目ないし最終文字	新たに開示	—
		8	⑥ 4 2 頁「会社について」欄 5 行目の F A X 番号, 7 行目	3 号イ及び口, 7 号柱書き	全て	
		9	⑦ 4 4 頁労働相談票「事業場(所)名」欄 1 文字目ないし 1 2 文字目	3 号イ及び口, 7 号柱書き		
		1 0	⑧ 5 3 頁労働相談票「事業主名称」欄 2 2 文字目ないし最終文字	3 号イ及び口, 7 号柱書き		
		1 1	⑨ 5 5 頁労働局長の助言・指導処理票「②被申出人」欄 7 行目, 9 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 0 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 1 行目 5 文字目ないし最終文字	3 号イ及び口, 7 号柱書き	7 行目 2 文字目ないし 8 文字目, 1 0 行目	
		1 2	⑩ 5 5 頁「②被申出人」欄 8 行目 1 文字目ないし 6 文字目	2 号	全て	
		—	⑪ 5 5 頁「②被申出人」欄 8 行目 7 文字目ないし最終文字	新たに開示	—	
		1 3	⑫ 5 5 頁「⑦申出内容(申出内容の詳細)」欄 1 行目 1 8 文字目ないし 2 行目 2 9 文字目	3 号イ及び口, 7 号柱書き	1 行目, 2 行目 1 4 文字目ないし最終文字	
		1 4	⑬ 5 6 頁労働局長の助言・指導処理票「(その他参考事項)」欄 1 行目 3 1 文字目ないし 2 行目	2 号	1 行目 3 1 文字目ないし 3 6 文字目	

			1 文字目		
1 5	⑭	5 6 頁「(その他参考事項)」欄 2 行目 2 文字目ないし 3 行目	3 号イ及び口, 7 号柱書き	全て	
1 6	⑮	5 7 頁労働局長の助言・指導処理票「処理経過」欄 1 行目 1 5 文字目ないし 2 2 文字目, 2 行目 3 文字目ないし 5 文字目	2 号	1 行目 1 5 文字目ないし 1 8 行目, 2 2 文字目	
1 7	⑯	5 7 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 4 行目(上記⑮を除く。)	3 号イ及び口, 7 号柱書き	1 行目ないし 3 行目 2 1 文字目	
1 8	⑰	5 8 頁労働局長の助言・指導処理票「処理経過」欄 2 2 行目 6 文字目ないし 1 9 文字目, 3 0 行目 9 文字目ないし 1 4 文字目, 6 0 頁 2 行目 1 5 文字目ないし 2 0 文字目	2 号	5 8 頁 3 0 行目	
1 9	⑱	5 8 頁「処理経過」欄 1 1 行目 2 1 文字目ないし 1 2 行目 1 1 文字目, 2 1 行目 6 文字目ないし 5 9 頁「処理経過」欄 1 行目 9 文字目, 2 8 行目 7 文字目ないし 6 0 頁「処理経過」欄 2 行目 最終文字(上記⑱を除く。)	3 号イ及び口, 7 号柱書き	5 8 頁 1 1 行目及び 1 2 行目, 2 4 行目, 2 7 行 4 文字目ないし 2 9 行目 4 文字目, 2 3 文字目ないし 5 9 頁 1 行目, 2 8 行目ないし 6 0 頁 1 行目	
2 0	⑲	5 9 頁労働局長の助言・指導処理票「処理経過」欄 2 6 行目 5 文字目ないし 9 文字目	2 号		
—	⑳	6 1 頁口頭助言申出	新たに開	—	

				書「(会社について)代表者職氏名」欄5文字目ないし最終文字,「同担当者職氏名」欄5文字目ないし最終文字	示	
			2 1	㉑ 6 1 頁「(会社について)」欄5行目のFAX番号,7行目	3号イ及び口,7号柱書き	全て
			2 2	㉒ 6 2 頁全部	3号イ及び口,7号柱書き	
			2 3	㉓ 6 3 頁事情聴取票(あっせん)「事情聴取の対象者職氏名」欄2行目4文字目ないし最終文字,4行目6文字目ないし最終文字	2号	
			2 4	㉔ 6 4 頁事情聴取票別紙1行目28文字目ないし33文字目	2号	
			2 5	㉕ 6 4 頁別紙1行目ないし65頁(上記㉔を除く。)	3号イ及び口,7号柱書き	6 4 頁別紙1 3 行目ないし1 4 行目3 1 文字目,3 6 文字目ないし1 5 行目5 文字目,1 6 行目1 文字目ないし2 8 文字目,3 2 文字目ないし1 9 行目
文書 1 0	あっせん 概要記録 票	6 6	2 6	「あっせんの概要」欄6行目1文字目ないし15文字目,10行目6文字目ないし最終文字	3号イ及び口,7号柱書き	全て(10行目16文字目及び17文字目を除く。)
文書 1 1	あっせん 打切り通 知書	6 7 ~ 6 9	-	-	-	-

(注) 下線部は，当審査会事務局において修正した。